（又は税金等調整前中間純損失）	
法人税、住民税及び事業税	
法人税等調整額	
法人税等合計	
中間純利益	
（又は中間純損失）	
親会社株主に帰属する中間純利益	
（又は親会社株主に帰属する中間純損失）	
非支配株主に帰属する中間純利益	
（又は非支配株主に帰属する中間純損失）	
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	
繰延ヘッジ損益	
為替換算調整勘定	
退職給付に係る調整額	
持分法適用会社に対する持分相当額	
中間包括利益	
親会社株主に係る中間包括利益	
非支配株主に係る中間包括利益	

（記載上の注意）

1　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。

(1)　当該中間連結会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

(2)　収益を理解するための基礎となる情報

(3)　当該中間連結会計期間及び当該中間連結会計期間の末日後の収益の金額を理解するための情報

(1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

(2)及び(3)に掲げる事項について、前連結会計年度の末日に比して重要な変動が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。

2　次に掲げる1株当たり情報に関する事項を注記すること。

(1)　1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する中間純利益金額（銭単位）

(2)　当該中間連結会計期間又は当該中間連結会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該中間連結会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する中間純利益金額を算定している旨

3　上記のほか、株式会社商工組合中央金庫及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。

4　特定取引収益及び特定取引費用の金額は、株式会社商工組合中央金庫又はその子会社等が経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第18条その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る収益及び費用の金額について記載すること。

5　法令等に基づき、又は株式会社商工組合中央金庫及びその子会社等の損益若しくは包括利益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

6　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

7　その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。

第2　第　期　中　間　決　算　公　告（要旨）

年　月　日

住　所
株式会社　商工組合中央金庫
代表取締役又は代表執行役　氏　名

（記載上の注意）

1　中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書に注記すべき事項については、中間連結損益計算書の次に一括して記載することができる。

2　中間連結業務報告書において中間連結損益及び包括利益計算書を記載する株式会社商工組合中央金庫は、この様式中に定める記載事項のうち、「中間連結損益計算書」について、「中間連結損益及び包括利益計算書」の記載に代えることができる。

中間連結貸借対照表（　年　月　日現在）

（単位：百万円又は億円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金		預金	
コールローン及び買入手形		譲渡性預金	
買現先勘定		債券	
債券貸借取引支払保証金		コールマネー及び売渡手形	
買入金銭債権		売現先勘定	
特定取引資産		債券貸借取引受入担保金	
商品有価証券		コマーシャル・ペーパー	
金銭の信託		特定取引負債	
有価証券		借用金	
貸出金		外国為替	
外国為替		短期社債	
その他資産		社債	